



長野県県民芸術祭2017参加
第57回（平成29年度）長野県吹奏楽コンクール
「大学職場一般 自由演奏の部」 長野県大会 開催要項

1. 名称 長野県県民芸術祭2017参加
第57回（平成29年度）長野県吹奏楽コンクール 「大学職場一般 自由演奏の部」 長野県大会
2. 主催 長野県，長野県教育委員会，長野県吹奏楽連盟，朝日新聞社
3. 後援 岡谷市，岡谷市教育委員会
4. 主管 長野県大学職場一般吹奏楽連盟
5. 大会趣旨 小編成吹奏楽団、大編成アンサンブル団体、ビックバンド等、各団体が得意とする形態による演奏を客観的な観点から評価が得られる機会を設けるとともに、その団体の活動を県下に広く紹介できる場を提供する。
6. 日時 平成29年7月23日（日） 10時30分開始予定 ※出場団体数により変更になります
7. 会場 岡谷市文化会館（カノラホール）
〒394-0029 岡谷市幸町8番1号 TEL：0266-24-1300 FAX：0266-24-1412
8. 審査員 浅井崇子（クラリネット奏者）/有馬純晴（ホルン奏者）/池田英三子（トランペット奏者）/
長生 淳（作曲家）/彦坂真一郎（サクソフォン奏者）
9. 参加費用
 - 1) 参加費
大学職場一般 自由演奏の部 出場者1名につき 1,000円（出場者には指揮者は含まない）
 - 2) 音楽著作物使用料
1演奏につき 1,300円
10. 申し込み期限
 - 1) 参加申し込み 平成29年6月19日（月） 21:00
 - 2) 参加費用納入 平成29年6月19日（月）
11. 手続方法
 - 1) 参加申し込み
インターネットによる長野県吹奏楽連盟ホームページからの申し込みしか受け付けておりません。
 - ① 長野県吹奏楽連盟ホームページ (<http://www.ajba.or.jp/nagano/>) を開く。
 - ② 「長野県吹奏楽連盟各種申込フォーム」を選択する。
 - ③ 出場大会より「吹奏楽コンクール 大学職場一般の部 長野県大会」を選択する。
 - ④ パスワードを入力する。パスワードは ***** です。
 - ⑤ 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員が参加する場合は、予め事務局へ問い合わせ入力用パスワードを確認してから手続きをしてください。
 - ⑥ 指定事項を入力する。

- * 申し込みの際、指定されている項目はすべて入力してください。
- * 合同編成で参加する場合は団体名欄に合同編成を構成するすべての団体名を記載してください。
(例：〇〇吹奏楽団・△△アンサンブル合同)
- * 指定事項が正常に記入された場合、申し込みアドレスに確認メールが自動返送されます。
- * 申込者へ自動返送されるメールは同時に事務局へも送信されますので、事務局ではそのメールにより申込内容を確認いたします。
- * 申し込みアドレスは、本大会に関する連盟からの連絡事項や問い合わせ事項をお送りする連絡先メールアドレスとなりますので、責任を持って管理することができるメールアドレスを指定して下さい。

- ⑦ 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の会員にあって申込書記載の参加人員が長野県大学職場一般吹奏楽連盟規約第8条に基づき報告している団体活動人員数（合同編成にあっては構成する各団体別の団体活動人員数の合計）を上回る場合は、申込手続き後すみやかに同規約第33条第4項に定める手続き（長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局への登録事項変更届の提出と増となる団体活動人員数分の会費（一人あたり2,000円）の納入）を行って下さい（合同編成の場合は団体活動人員数が増となった団体のみが該当）。
- ⑧ 申込手続き後に記載事項の訂正がある場合、又は変更が生じた場合は、必ず事務局（ホームページ管理受託者ではなく長野県大学職場一般吹奏楽連盟の事務局長）へ連絡（できる限りFAX、Eメールを利用して下さい）のうえ、その指示により手続きを行って下さい。
- ⑨ 事務局で申込内容を審査し、疑義がなければ申込書は受理となります。
申込書に疑義がある場合及び上記⑦に該当する場合は事務局から連絡先アドレスに疑義を問い合わせます。
申込書はその疑義の処理が済み次第受理となります。

2) 参加費用の納入

- ① 参加費用（参加費、音楽著作物使用料）は郵便振込で納入していただきます。
払込先口座番号：00590-5-48913 加入者名：長野県大学職場一般吹奏楽連盟
- ② 振込手数料加入者負担の振込用紙（赤枠用紙）を事務局に用意してありますので、参加費用納入期日に間に合うよう事前に事務局へ連絡して（できる限り FAX、Eメールを利用して下さい）取り寄せて下さい。
事務局：〒399-0034 松本市野溝東1丁目8番11号
長野県大学職場一般吹奏楽連盟 事務局長 加藤慎一
TEL&FAX 0263-28-5793 E-mail kato@matsumoto.ne.jp
- ③ 振込用紙送付時に同封する「払込取扱票の記載方法について」を参照して、郵便振替払込用紙「払込取扱票」（左側）の通信欄に以下の事項を必ず記載してください。
- ・部 門 名：大学職場一般 自由演奏の部
 - ・団 体 名：参加する団体名（連盟会員の場合は連盟に登録している団体名、合同編成の場合は構成しているすべての団体名）
 - ・代 表 者 氏 名：〇〇〇〇 ……参加団体（合同編成の場合は代表団体）の代表者氏名
 - ・納 入 金 額：1,300円(音楽著作物使用料)+〇〇人×1,000円=〇〇〇〇円

- ④ 合同編成の場合は、構成する全団体分を1枚の振込用紙で、代表団体が一括して納入してください。
- ⑤ 全日本吹奏楽コンクールの予選部門への参加については、別の振込用紙で納入してください。

12. 留意事項

- 1) 以下の場合は申し込みを無効とします。
 - ① 長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール自由演奏部門実施・審査規定で規定する参加資格要件を満たさない団体
 - ② 申込期限を過ぎてから参加申し込みがあった団体
 - ③ 納入期限までに参加費用の納入がなかった団体
- 2) 納入された参加費用は理由の如何に関わらず返還いたしません。
- 3) 個人情報に関して以下のとおり取り扱います。
 - ① 団体名、指揮者氏名をプログラムに掲載します。
 - ② 長野県吹奏楽連盟と業務を契約している写真録音委託業者へは各団体の情報(団体名、代表者氏名、連絡先住所、連絡先担当者氏名)を提供します。
 - ③ 傷害保険加入のため参加者の個人に関する情報(氏名、性別)を契約する保険代理店へ提供します。
 - ④ 各参加団体に関する情報及び参加者個人に関する情報は写真録音業者による注文販売業務及び傷害保険事務処理等のコンクール運営上必要な場合以外には一切使用しません。
- 4) 規定
 - ① 本大会は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール自由演奏部門実施・審査規定」に従います。
 - ② 本大会の大会当日の運営は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール大会運営細則」に従います。
- 5) 著作権の取り扱い
 - ① 音楽著作物利用許諾手続きは主催者が行います。
 - ② 音楽著作物使用料は各参加団体の負担とします。
 - ③ 編曲の許諾が必要な場合は各団体で手続きを済ませてから参加申込を行ってください。
 - ④ 音楽著作物利用の公正化及び責任所在の公明化を図るためプログラムへ作曲者名、編曲者名、出版社名を明記するので、参加申込書の所定欄に必ず記入してください。
 - ⑤ 著作権法を遵守するとともに、著作権について不明な点がある場合は著作権所有者(作曲者・編曲者・出版社)等へ問い合わせ、適正な対応を図ってください。
- 6) その他
 - ① 参加申し込み受付完了後、各出場団体宛に出場者名簿、ステージ配置表の提出を依頼しますので、通知に従って対応してください。
 - ② 参加申し込み受付完了後、ピアノ使用団体宛てに「ピアノ使用経費負担金」を請求しますので、コンクール当日に支払ってください。
 - ③ 本大会は連盟役員と各出場団体から選出をいただく委員で構成するコンクール実行委員会が大会を運営します。
 - ④ 各出場団体から選出をいただく実行委員は、部門ごとのエントリー単位で選出をいただきます。後日通知する規定数の実行委員を選出いただけない場合は大会へ出場することができませんのでご留

意下さい。

- ⑤ コンクール当日日程及び出演順の決定後、各出場団体宛に進行表、諸連絡事項、コンクール実行委員の選出人数指定通知、職務分担表並びに大会運営職務マニュアルを送付します。
- ⑥ コンクール当日は時間厳守に心掛け、常に舞台進行状況を把握してタイムスケジュールの変更に臨機応変に対応できる体制を確保して下さい。また、ステージ上のセットアップは参加者が自主的に行って下さい。
- ⑦ コンクールでは審査結果のみを追求せず、より良い音楽づくりのための研修の場に、また出場団体相互の交流の場になるよう、良識ある姿勢で参加して下さい。
- ⑧ コンクールへの参加資格等に関して後日不正が明らかになった場合は、すべて該当する団体が責任を負うものとします。
- ⑨ この部門には上部大会はありません。

【参考】

長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール大会運営細則

- 1 長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管として開催する長野県吹奏楽コンクール（以下、「コンクール」という。）の大会運営はこの細則の定めるところによる。
- 2 コンクールの大会運営は当連盟規約第 31 条に規定する実行委員会を組織してこれにあたる。
- 3 コンクール参加申し込み団体（以下、「団体」という）は実行委員を選出するものとし、連盟役員とともに実行委員会を構成する。
団体から選出する実行委員の数は当連盟理事会がその都度定めて通知する。
- 4 団体は、団体が選出する実行委員に関して事務局長が求める報告事項を、指定された期日までに届け出なければならない。
- 5 団体から届け出のあった実行委員が事故等により運営に携わることができない場合は、団体の責任においてその代理者を充てなければならない。
- 6 定められた数の実行委員を選出しない団体については、コンクールへの参加を認めない。
- 7 実行委員の担当業務、担当時間及び業務マニュアルは、当連盟事務局長がその都度定める。
なお、実行委員の担当業務及び担当時間は団体の演奏順が決定した後定める。
- 8 実行委員の担当業務、業務担当時間及び業務マニュアルは、あらかじめ事務局長が実行委員長及び各委員へ通知及び送付するものとし、団体が選出した実行委員へは団体の長を通じて通知及び送付する。
- 9 団体から選出された実行委員には長野県大学職場一般吹奏楽連盟会計細則に定める交通費及び宿泊費は支給しない。
- 10 この細則に定めのない細目については当連盟理事長の判断に従うものとする。

附則 この細則は、平成 23 年 4 月 17 日に制定し、平成 23 年 4 月 24 日から施行する。